

令和 7 年度

区・自治会長業務説明会に係る

質問及び回答集

目 次

○区・自治会に対する補助金等について … P1

世帯(会員)名簿の整備等について

○防犯対策用看板の設置について … P2

杉林枝の伐採について

○災害時における被害情報の収集等について … P3

○ごみ集積場について … P4

○ごみゼロ運動に関連した質問について … P5

○土木事業(道路・水路等の整備や維持工事の連絡調整など)に関することについて … P6

○資機材交付申請に関連した質問について …P7

○側溝等の清掃について … P8

令和 7 年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	区・自治会に対する補助金等について		
質問内容			
閲覧できるよう書式（含む記入例）集がホームページで公開されていると思うが、他の役員並びに区民と情報共有のため、書式（含む記入例）集のURLを業務説明会資料にて周知すべきと考えるがどうか。			
回 答			
区・自治会に対する補助金等については、市のホームページの下記のアドレスからダウンロード可能となっております。 ◆ 「区・自治会」 → 「区長・自治会長用ページ」 【https://www.city.sammu.lg.jp/katudou/shimin/ku-jichikai/page006664.html】 （主な掲載内容） ・災害時における被害情報の収集等 ・各種要望・申請等のとりまとめ ・補助金等の手続き 等 なお、次回の区・自治会長業務説明会において、書式（含む記入例）集のURLを周知させていただきます。			
業務名等	世帯（会員）名簿の整備等について		
質問内容			
行政協力業務委託契約第6条（世帯（会員）名簿の整備等）について、提出の求めがあった場合に備え、指定様式を提示してほしい。 説明会での添付資料が増え大変であれば、書式が閲覧できる市役所ホームページURLをお知らせしてほしい。			
回 答			
新たに自治会を設置しようとする際にご提出して頂いている構成員名簿【山武市行政区等設置規則第4条（登録の申請）】の様式（別記第3号様式）がございますので、ご提出頂ければと思います。			
担当部署	市民自治支援課 生活安全係	連絡先	0475-80-1271 katsudoshien@city.sammu.lg.jp

令和 7 年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	防犯対策用看板の設置について		
質問内容			
団地内にセールスマンや外国人等の不審者の目撃が多々あるため、「この先行き止まり」の標識又は看板を設置したいが、市で設置して貰うことは可能か。また、自治会で設置した場合は助成金が出るのか。			
回 答			
防犯対策用看板の設置及び助成につきまして、市においては設置及び助成はしておりません。			
業務名等	杉林枝の伐採について		
質問内容			
団地脇の杉林の枝が団地の電線に大量にかかっているのを、伐採して貰うか又は所有者に連絡して貰うか対応について教えてほしい。 団地では土地所有者が分からず勝手に切れなくて困っている。			
回 答			
電線への樹木接触等に関することについては、東京電力パワーグリッド株式会社のホームページにおいてお問い合わせ先が掲載されておりますので、ご連絡頂きますようお願いいたします。			
担当部署	市民自治支援課 生活安全係	連絡先	0475-80-1271 katsudoshien@city.sammu.lg.jp

令和7年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	災害時における被害情報の収集等について		
質問内容			
1. 行政協力業務委託契約第1条第4項（委託事務）の「災害時における被害者情報の収集等に関する事」について、収集すべき被害情報の書式を教えてください。また、今後の業務説明会でも周知してほしい。 2. 災害時における協力体制として、安否確認について山武市ホームページ「区長・自治会長用ページ」、「災害時における被害情報の収集等」で区・自治会による安否確認の流れ及び安否確認状況書式が公開されていると承知しているが、業務説明会資料にて周知してはどうか。 発災時の安否確認の集約と市への情報提供が必要であれば、業務説明会に触れるべきと考えるがいかがか。			
回 答			
収集すべき被害情報の書式については、山武市ホームページ（「区長・自治会長用ページ」、「災害時における被害情報の収集等」）に掲載されている「【様式、フロー】安否確認について」の3～4ページに記載されている様式をご活用くださいますようお願いいたします。 なお、次回以降の区・自治会長業務説明会において、当該様式を山武市ホームページで公開していることを、業務依頼と併せて周知してまいります。			
担当部署	消防防災課 防災係	連絡先	0475-80-1116 shobobosai@city.sammu.lg.jp

令和 7 年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	ごみ集積場について		
質問内容			
地区中央にごみ集積場を設置しているが、高齢者の方等が集積所までごみを運ぶのに大変な方がいます。集積所の新規申請において、仮に1戸からでも検討してもらえるのか。			
回 答			
ごみ集積場の新規設置については、事務取扱要領で「原則として10戸以上の使用個数を有する場合」としております。 ごみ収集については、限られたごみ収集車両で各ごみ収集日にすべてのごみを収集しなければならないことから、効率的なごみ収集体制が求められております。 市内全世帯へごみ収集を実施するには、現在のごみ収集体制では実施することは困難であり、ごみ収集車の増車や作業員の増員が必要となることから、実施することは困難であると考えます。 ＜参考法令＞ 山武市ごみ集積場新規認定等に関する事務取扱要領 (申請書の提出) 第2条第3項 申請は、ごみ集積場1箇所当たり、原則として10戸以上の使用戸数を有する場合に申請できるものとする。ただし、宅地開発等周辺の状況からやむを得ないと認められる場合は、おおむね5戸をもって申請できるものとする。			
担当部署	環境保全課環境保全係	連絡先	0475-80-1163 kankyohozen@city.sammu.lg.jp

令和7年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	ごみゼロ運動に関連した質問について		
質問内容			
ごみゼロ運動の説明の前段で「野焼きの禁止」について話していた。自治会において具体的に説明したいと思っているので、「野焼き」とは何かなど定義などを教えてほしいのと、家庭内で出た軽易なゴミ（通信文書等）、伐採した庭木等の焼却も禁止されているのか、教えてほしい。			
回 答			
廃棄物処理法での「野焼き」の定義は、家庭や事業所から出たごみを庭や空き地に置いたドラム缶やブロックで囲んだ焼却炉を使用しての野外で焼却する行為のこととなります。 焼却行為については、一部の例外規定を除き廃棄物処理法にて禁止されている行為となります。 ご質問いただきました軽易なゴミ（通信文書等）や剪定枝をはじめ、その他のごみについても野外で焼却する行為は法律で禁止とされています。			
＜参考法令等＞ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）抜粋 （焼却禁止） 第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの （政令で定める廃棄物の焼却） 1 環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却 A 森林病虫害等防除法による駆除命令に基づく森林病虫害の付着している枝条又は樹皮の焼却 B 家畜伝染病予防法に基づく患畜又は疑似患畜の死体焼却など 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして政令で定めるもの A 国又は地方公共団体でその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 -例-河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却、海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却など。 B 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却 -例-凍霜害防止のための稲わらの焼却（廃タイヤによる焼却は禁止）、災害時における木くず等の焼却、道路管理のために剪定した枝条等の焼却など。 C 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 -例-「どんと焼き」等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却など。 D 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 -例-農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却など。（廃ビニールの焼却は禁止） E たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの -例-たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の本くず等の焼却など。			
担当部署	環境保全課環境保全係	連絡先	0475-80-1163 kankyohozen@city.sammu.lg.jp

令和 7 年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	土木事業（道路・水路等の整備や維持工事の連絡調整など）に関することについて		
質問内容			
土木工事の要望（書）の有効期限はいつまでか。 要望（書）を提出した年度に土木工事が行われなかった場合には翌年度にも要望書を提出すべきか。 関係している住民からまだ工事はしてもらえないのか、と問われたが返答に困っている。 すでに市に要望は出しているから市の対応を待ってほしい、とだけ言えばよいのか。			
回 答			
土木工事の要望（書）の有効期限につきまして、ご回答いたします。 建設工事要望書の有効期限はありません。一度ご提出されていれば、建設工事要望書を提出する必要はございません。 ただし、工事要望の内容が変更になられた場合等につきましては、再度、建設工事要望書を提出してください。 続いて、工事はまだしてもらえないのか、とのご質問でございますが、ご要望いただいた年度に関係なく、緊急性や重要性等を勘案し、予算の範囲内で事業を実施しております。 そのため、要望内容によっては、相当の期間（数年単位）をお待ちいただくこともございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。			
担当部署	建設環境部 建設環境部	土木課 土木課	建設係 維持係
	連絡先		0475-80-1182 0475-80-1183 doboku@city.sammu.lg.jp

令和7年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	資機材交付申請に関連した質問について		
質問内容			
道路（私道）の補修に関して、補修用資材（砕石等）の支給のほか、オペレーター付きで機械の貸出をしていると説明を受けました。当自治会の私道（ゴミ収集車や配達トラック等も通行）が陥没箇所があり、住宅外壁の破損、通行支障等の問題を抱えており補修を検討している。 そこで貸出機械の種別、期間、費用、現場対応の可否等について教えてほしい。			
回 答			
業務説明会での説明が不足しており、申し訳ございません。 バックホウやトラックなどのオペレーター付き機械の貸し出しは、市が管理する市道、赤道、青道が対象となるため、私道は対象外となります。貸し出し機材には、道路側溝や水路の清掃に使用するバックホウ、撤去した土砂や刈り取った草の運搬に使用するトラックなどがあり、いずれも市の代わりに区や自治会において実施される場合に、合理的な範囲で提供させていただきます。 区や自治会が私道の陥没修繕を行う際には、アスファルト舗装の場合はアスファルト合材（1袋20kg）を、砕石敷きの場合は砕石を必要量支給させていただいております。砕石は現地まで運搬いたしますが、アスファルト合材は市役所本庁にてお受け取りください。穴埋め作業や砕石の敷き均しについては地域の皆様でお願いいたします。必要量などご不明な点がございましたら、土木課までご相談ください。			
担当部署	建設環境部 土木課 維持係	連絡先	0475-80-1183 doboku@city.sammu.lg.jp

令和 7 年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	側溝等の清掃について		
質問内容			
1. 市が管理している側溝等の位置が不明なので教えてほしい。			
2. 市が管理している側溝等が区内にある場合、市に依頼すれば清掃をしてもらえるのか。			
回 答			
1. 市が管理している側溝等の位置が不明なので教えてほしい。			
ご質問のお答えですが、境界標が設置されていれば判明しますが、不明の場合は状況に応じて個別に現地での立会いをお願いしております。			
2. 市が管理している側溝等が区内にある場合、市に依頼すれば清掃をしてもらえるのか。			
側溝清掃につきましては、生活環境の清潔保持のため、各区の皆様のご協力により実施いただいております。			
高齢化に加え清掃作業は特に重労働であると存じます。市では、側溝の蓋上機の貸し出し、トラック等の機械の借り上げ、または補修資材の支給を実施しておりますので、これらを活用いただき引き続きご協力をお願いいたします。			
地域による解決が困難な場合は土木課までご相談ください。緊急性や重要性、地域間の均衡等を勘案し、予算の範囲内で実施させていただきます。			
担当部署	建設環境部 建設環境部	土木課 土木課	管理係 維持係
	連絡先	0475-80-1181 0475-80-1183 doboku@city.sammu.lg.jp	